



大船渡労基署 ニュース

福

立春の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

令和8年になってから早くもひと月が経過し、暦の上では立春を迎える月となりました。皆様はいかがお過ごしでしょうか。

冬季において転倒災害が増加しがちなことは皆様もご承知のとおりかと思いますが、冬季に転倒災害が発生する場所として思いのほか多いのが会社敷地内の駐車場です。暗くなつた夕刻、凍結していくことに気づかなかつたり、通勤時に履いている靴の防滑性が低かつたり、原因はいくつもありそうです。

ちなみにJIS（日本産業規格）では推奨する明るさの基準（照明基準）を定めており、屋外駐車場においては5～20ルクスなのだそう。

皆様の事業場では、日没後における駐車場の明るさは足りているでしょうか。事業場の駐車場を照らしている照明の電球は切れていませんか。また、従業員が通勤時に履いている靴について、冬季の転倒防止の観点からチェックしたことはありますか。必要に応じて確認等してみることをお勧めします。

令和8年2月1日～2月28日は 化学物質管理強調月間です！

厚生労働省では2月を、「化学物質管理強調月間」とし、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとしております。

化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、日常の化学物質管理の総点検を行いましょう。

スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」



【職場の化学物質管理状況をチェックしてみましょう！】

- 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるか把握していますか？
- 化学物質管理者を選任していますか？
- RAを実施していますか？
- RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか？
- 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか？
- （保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？
- （化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか？

【参考となるリンク】



化学物質管理
強調月間
実施要綱



厚生労働省
ホームページ
「ケミガイド」



職場のあんぜん
サイト



職場の化学物質
管理総合サイト
「ケミサポ」



化学物質の自律
的な管理に関する
自主点検表



令和7年度
厚生労働省
化学物質管理に
関する相談窓口

じん肺健康管理実施状況報告について

【じん肺健康診断とは】

①常時粉じん作業に従事している労働者並びに②常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、じん肺管理区分が管理2及び3の労働者に対し実施する必要があります。

健康診断の実施頻度はじん肺管理区分等によって異なります（具体的には以下のとおり）。

労働者の種別	じん肺健康診断の実施頻度
①常時粉じん作業に従事する労働者（以下②～④除く）	3年以内ごとに1回
②常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理2又は3の者	1年以内ごとに1回
③常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が2である労働者	3年以内ごとに1回
④常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理3である労働者	1年以内ごとに1回

【粉じん作業の例】

- ・研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業。
- ・セメント、フライアッシュ又は粉上の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業
- ・金属をアーク溶接する作業

上記の例は、粉じん障害防止規則 附則別表第一で示している作業から抜粋しています。

どのような作業が粉じん作業に該当するか確認したい場合は、下記担当までお問い合わせください。

【じん肺健康管理実施状況報告とは】

毎年、12月末日現在のじん肺健康管理実施状況を、**じん肺健康診断実施の有無にかかわらず翌年2月末までに**、電子申請を使用し、所轄の労働基準監督署に報告しなければなりません。

電子申請により報告を行うにあたっては以下を参考にしてください。

帳票入力支援サービス

電子申請サービス利用方法

e-govを初めてお使いの方へ



【問い合わせ先】

大船渡労働基準監督署 監督・安衛課 安衛係

岩手県大船渡市大船渡町台13-14

電話：0192-26-5231

大船渡監督署からのお知らせ

